

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の2中「第10条第1項」を「第10条第1項、第3項及び第4項」に、「同項」を「これら」に改める。

附則第13項の4中「第10条第3項」を「第10条第3項及び第4項」に、「同項」を「これら」に改める。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項中「及び次条第1項」を「、次条及び附則第128項の3」に改め、同項第1号中「第41条第2項」を「第41条第2項から第4項まで」に改め、同項第2号ウ中「第10条の5」を「第10条の5の4」に、「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改め、同項第3号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改める。

第35条の2の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同項第1号中「若しくは第5項」を「から第5項まで若しくは第10項から第12項まで」に改め、同項第2号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

第35条の4中「又は第53条の18第1項」を「、第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項」に改める。

第35条の4の2第2項中「前条」を「第35条の4」に改め、同条を第35条の4の3とし、第35条の4の次に次の1条を加える。

第35条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第35条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第35条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

第51条の2第1項中「を当該年度」を「を当該年度の初日の属する年」に改める。

第51条の5第1項中「特別徴収対象年金所得者に係る」を「特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び」に改める。

第51条の8第1項中「当該年度の前年度において第51条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第48条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）」に改める。

第51条の9中「前条第3項」を「第51条の8第3項」に改め、同条を第51条の10とし、第51条の8の次に次の1条を加える。

(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)

第51条の9 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第51条の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第43条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

3 当該年度の初日の属する年の末日までに前条第3項において読み替えて準用する第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行つた場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の1月1日において市内に住所を有しないときは、前条第1項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知する。

第53条の3中「の法人税割及び利子割」を削る。

第53条の4の3中「から前条第2項まで(同条第1項及び第2項)」を「及び第53条の4の規定並びに前条第1項及び第2項(これら)」に改める。

第53条の15の2の見出しを「(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の

配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第31条第11項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第31条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得」を「上場株式等に係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「所得割」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第31条第11項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「第31条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項第2号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第3号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「(同項」を「(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

第53条の16の2第1項中「附則第127項の5」を「附則第127項の6」に改め、同条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

第53条の18の見出しを「(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受け

ないものを除く。)を除外して算定する。」を削り、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に改め、同条第2項中「所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに」を「同条第3項及び第4項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額(これら」を削り、「同法第37条の10第1項」を「所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。)」を削り、同条中第3項を削り、同条第4項第2号から第4号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とする。

第53条の18の5第1項中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「第53条の18第1項後段」を「第53条の18の2第1項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第2項中「第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「第53条の18第1項に規定する株式等」を「第53条の18の2第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第4項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「第53条の18の5第1項」を「第53条の18の6第1項」に改め、同条第5項中「第53条の18第1項後段」を「第53条の18の2第1項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第7項中「第53条の18第1項から第3項まで」を「第53条の18の2第1項及び第2項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「第53条の18の5第5項」を「第53条の18の6第5項」に、「第53条の18第1項中」を「第53条の18の2第1項中」に改め、同条第8項中「第53条の

18の5第6項」を「第53条の18の6第6項」に改め、同条第9項中「第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項）を「第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項）」に、「第53条の18の5第8項」を「第53条の18の6第8項」に改め、同条を第53条の18の6とする。

第53条の18の4第1項中「配当所得」を「利子所得の金額及び配当所得」に、「以外の」を「以外の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び」に改め、同条を第53条の18の5とする。

第53条の18の3第1項中「同条第2項」を「同法第37条の11の2第1項」に改め、同条を第53条の18の4とする。

第53条の18の2第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式（）」を「特定管理株式等（）」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「、同条第1項」に、「が株式」を「又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に改め、「（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は第53条の18の6第2項に規定する上場株式等」に、「及び前条」を「、前条及び第53条の18の6」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして政令で定めるものを含む」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう」に、「及び次条」を「及び次条から第53条の19まで」に、「第53条の20」を「第53条の20第2項」に改め、同条を第53条の18の3とし、第53条の18の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定する。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条第1項及び第53条の20第1項において「上場株式等」という。）を有する所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第53条の18第1項」とあるのは「第53条の18の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に

係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

第53条の19第1項中「及び第4項」を「及び第5項」に改め、「(第4項において「適用期間」という。)」を削り、同条第7項中「第3項」を「第5項」に、「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に、「第53条の19第6項」を「第53条の19第8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「おいて第3項」を「おいて第5項」に、「第53条の19第4項」を「第53条の19第6項」に、「同条第3項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の規定の適用がある場合における第53条の18第1項から第3項まで」を「第5項の規定の適用がある場合における第53条の18第1項及び第2項並びに第53条の18の2第1項及び第2項」に、「同条第1項」を「第53条の18第1項」に、「第53条の19第3項」を「第53条の19第5項」に、「場合には」を「場合には、その適用後の金額。」と、第53条の18の2第1項中「計算した金額()とあるのは「計算した金額(第53条の19第5項の規定の適用がある場合には)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第3項及び前項」に、「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第16項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「金額()を「金額(第3項又は)」に、「第6項」を「第8項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項の次に次の2項を加える。

3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、第53条の18第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における第53条の18の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第53条の19第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

第53条の20第1項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第2項中「上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）」を「株式等」に改め、「並びに法附則第35条の2第9項の規定」を削る。

第55条中「第41条第15項に」を「第41条第14項に」に改め、同条ただし書中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」に改める。

第64条に次の1項を加える。

4 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

第72条の2の4第1項中「とする年度分」を「とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から

2年度分)」に改める。

第72条の2の5第1項及び第2項並びに第72条の2の6第1項及び第2項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

第136条中「第41条第15項」を「第41条第14項」に改める。

附則第13項の2中「、第3項及び第4項」を削り、「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「これら」を「同項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第14項までに、「その年」を「その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附則第14項から第18項までを削り、附則第13項の7中「第9項」を「第10項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第13項の6を附則第17項とし、附則第13項の5を附則第16項とし、附則第13項の4中「附則第13項の2」を「附則第13項の3」に改め、同項を附則第15項とし、附則第13項の3中「（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項を附則第14項とし、附則第13項の2の次に次の1項を加える。

13の3 当分の間、第10条第3項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該

特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第127項の2の前の見出しを「(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)」に改め、同項を次のように改める。

127の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

第35条の2 第1項第2 号イ	第31条の3	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条 の6第1項の規定により適用される場合を含 む。)
第53条の16 の2第3項	第35条の2まで、 第36条の2、第36 条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
第53条の16	租税特別措置法第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

の 4 第 1 項	31条の 3 第 1 項	の臨時特例に関する法律第11条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第31条の 3 第 1 項
-----------	--------------	---

附則第127項の 5 を附則第127項の 6 とし、附則第127項の 4 中「市民税の」を削り、同項を附則第127項の 5 とし、附則第127項の 3 中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を附則第127項の 4 とし、附則第127項の 2 の次に次の 1 項を加える。

127の 3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた第 35条の 2、第53条の16の 2 又は第53条の16の 4 の規定を適用する。

附則第128項及び第128項の 2 を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

128 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第 1 項の規定

の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の2 第1項	租税特別措置法第 41条又は第41条の 2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条又は同項の規定により適用される租税 特別措置法第41条の2の2
第35条の2 第1項第1 号	租税特別措置法第 41条第2項から第 4項まで若しくは 第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条第2項から第4項まで若しくは東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第13条第1項の規定により 適用される租税特別措置法第41条の2
第35条の2 第1項第3 号	租税特別措置法第 41条、第41条の2 の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条、同項の規定により適用される租税特 別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措 置法
第35条の2 の2第1項	租税特別措置法第 41条又は第41条の 2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条又は同項の規定により適用される租税

		特別措置法第41条の2の2
第35条の2 の2第1項 第1号	租税特別措置法第 41条第2項から第 5項まで若しくは 第10項から第12項 まで若しくは第41 条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条第2項から第5項まで若しくは第10項 から第12項まで若しくは東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第13条第1項の規定により適用される租 税特別措置法第41条の2
第35条の2 の2第1項 第2号	租税特別措置法第 41条、第41条の2 の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条、同項の規定により適用される租税特 別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措 置法
第35条の2 の2第2項 第2号	租税特別措置法第 41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により適用される租税特別措置法第41条の2 の2

128の2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

第35条の2 第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
第35条の2 の2第1項 第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等

	の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
--	---------------------------	--

附則第128項の2の次に次の1項を加える。

128の3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される第35条の2の2第1項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中大阪市市税条例第35条の2第1項第2号ウの改正規定（「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改める部分に限る。）及び同条例第72条の2の4第1項の改正規定 市長が定める日

(2) 第2条中大阪市市税条例第35条の2第1項第2号ウの改正規定（「第10条の5」を「第10条の5の4」に改める部分に限る。）、同項第3号、同条例第35条の2の2第1項第2号及び第35条の4の2第2項の改正規定、同条を同条例第35条の4の3とし、同条例第35条の4の次に1条を加える改正規定並びに同条例第53条の16の2の改正規定並びに同条例附則第14項から第18項までを削る改正規定、同条例附則第13項の7の改正規定、同項を同条例附則第18項とする改正規定、同条例附則第13項の6を同条例附則第17項とする改正規定、同条例附則第13項の5を同条例附則第16項とする改正規定、同条例附則第13項の4の改正規定、同項を

同条例附則第15項とする改正規定、同条例附則第13項の3の改正規定、同項を同条例附則第14項とする改正規定、同条例附則第13項の2の次に1項を加える改正規定、附則第127項の2の前の見出し及び同項の改正規定、同条例附則第127項の5を同条例附則第127項の6とする改正規定、同条例附則第127項の4の改正規定、同項を同条例附則第127項の5とする改正規定、同条例附則第127項の3の改正規定並びに同項を同条例附則第127項の4とし、同条例附則第127項の2の次に1項を加える改正規定並びに次項、附則第3項及び第6項の規定 平成26年1月1日

(3) 第2条中大阪市市税条例第35条の2第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、同条例第35条の2の2の改正規定（同条第1項第2号に係る部分を除く。）及び同条例第53条の20第2項の改正規定並びに同条例附則第128項及び第128項の2の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定並びに附則第5項及び第7項の規定 平成27年1月1日

(4) 第2条中大阪市市税条例第53条の3、第53条の4の3、第55条及び第136条の改正規定 平成28年1月1日

(5) 第2条中大阪市市税条例第51条の2第1項、第51条の5第1項、第51条の8第1項及び第51条の9の改正規定並びに同条を同条例第51条の10とし、同条例第51条の8の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成28年10月1日

(6) 第2条中大阪市市税条例第35条の4、第53条の15の2、第53条の18及び第53条の18の5の改正規定、同条を同条例第53条の18の6とする改正規定、同条例第53条の18の4第1項の改正規定、同条を同条例第53条の18の5とする改正規定、同条例第53条の18の3第1項の改正規定、同条を同条例第53条の18の4とする改正規定、同条例第53条の18の2の改正規定、同条を同条例第53条の18の3とし、同条例第53条の18の次に1条を加える改正規定、同条例第53条の19の改正規定（「(第4項において「適用期間」という。)」を削る部分を除く。）及び第53条の20第1項の改正規定並びに附則第8項から第10項までの規定 平成29年1月1日

(延滞金及び還付加算金に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）附則第13項の2から第14項までの規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第35条の4の2及び第35条の4の3第2項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第51条の8第1項及び第51条の9の規定は、平成28年10月1日以後の同条例第37条第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の第2条の規定による改正前の大阪州市税条例第37条第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 5 新条例第53条の20第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 新条例附則第127項の3の規定は、市民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 7 新条例附則第128項及び第128項の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成20年大阪市条例第64号）の一部を次

のように改正する。

附則第2項中「平成20年4月29日」とを「平成20年4月29日」と、「第53条の18第1項」とあるのは「大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号）第2条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とに改める。

（大阪市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 前項の規定による改正後の大阪市市税条例の一部を改正する条例附則第2項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の大阪市市税条例第53条の19第8項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税について住宅借入金等特別税額控除の対象期間を延長するとともに控除額の上限を引き上げ、公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定方法等を改め、公社債等及び株式等に係る損益通算等の範囲を拡大するとともに公社債等に対する課税方式を改め、大規模な地震が発生した場合に必要な備蓄倉庫で本市と倉庫所有者等との管理協定により本市が管理を行うものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定め、高齢者等居住改修住宅及び熟損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額措置に係る改修期限を延長し、市税に係る延滞金及び還付加算金の割合の特例措置を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

附 則

1 - 13 省 略

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

13の 2 当分の間、第10条第 1 項、**第 3 項及び第 4 項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時**これら**

における日本銀行法第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

13の 3 省 略

(法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

13の 4 当分の間、租税特別措置法第66条の 3 に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第10条第 3 項**及び第 4 項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定及び附則第13項の 2 の規定にかかわらず、日本銀行法第15**これら**

条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

13の 5 - 148 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

（住宅借入金等特別税額控除）

第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項及び次条第1項及び附則第128項の3

て「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額
ア－イ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5まで及び第10条第10条の5の4

の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の2までの規定による控除額の合計額

計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19

の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第
第41条の19の4

2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2-5 省略

第35条の2の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納
平成39年度

税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場
平成29年

合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の3に相当する金額（当該金額が58,500円を超える場合には、58,500円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第5項
第10項から第12項まで 若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第
第41条の19の4

2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2-3 省略

4 所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第35条の4 前条の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、第53条の15の2第1項、第53条の15の3第1項、第53条の15の4第1項、第53条の16第1項、第53条の17第1項又は第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項の規定の適用を受けるとき

、
は、前条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について第53条の15の2第1項、第53条の15の4第1項、第53条の16第1項
又は第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項の規定の適用を受ける場合 省略

第35条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第35条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第35条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第35条の4の2 省 略

第35条の4の3

2 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第35条の3第2項及び前条の規定の適用については、同項及び同条中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする。」とする。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第51条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第48条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

2-3 省 略

(年金所得に係る特別徴収税額の通知等)

第51条の5 第51条の2第1項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び支払回数割特

別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第43条の各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日までに通知する。

2 省 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第51条の8 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第51条の2第1項の規定により第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第51条の2第1項の規定により特別徴収した前年度分の個人の市

収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及

所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第48条第1項の規定により)に相当する額

り特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る

所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を

をいう。以下この節において同切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)

じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2-4 省 略

(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)

第51条の9 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第51条の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第43条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3

月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

- 3 当該年度の初日の属する年の末日までに前条第3項において読み替えて準用する第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行つた場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の1月1日において市内に住所を有しないときは、前条第1項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第51条の9 第51条の7第1項又は第3項(これらの規定を前条 第3項において読み替えて
第51条の10 第51条の8

て準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第43条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

- 2 第51条の7第3項(前条 第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に
第51条の8

より年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、第8条の規定の例によつて、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(外国の法人税等の額の控除)

第53条の3 内国法人又は法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人

(以下「外国法人」という。)が、外国の法令により課される法人税又は府民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この条において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法第53条第24項の控除の限度額で政令で定めるものを超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限

度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第52条第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

（法人税割額に係る控除順序）

第53条の4の3 第53条の3から前条第2項まで（同条第1項及び第2項の規定及び第53条の4の規定並びに前条第1項及び第2項（これら

を同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第6項において同じ。）の規定による法人税割額からの控除については、まず第53条の3の規定による控除をし、次に第53条の4の規定による控除並びに前条第1項及び第2項の規定による控除の順序に控除をする。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）
配当所得等

第53条の15の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第31条第11項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第31条

33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得

の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用得等

される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第35条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適

用を受けようとする旨の記載のある第31条第11項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等 特定上場株式等

の配当等に係る配当所得について第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当同条

該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等 特定上場株式等

の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」とする。
配当所得等

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の2第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、
配当所得等

第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の2第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の2第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の2第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項
同条第2項に規定する特定上場株式等の配

当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項

のものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得 の金額の合計額」とする。
課税配当所得等

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

配当所得等

(5) 省 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第53条の16の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、第53条の17及び附則第127項の5にお

第127項の6

いて同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、第53条の17及び附則第127項の5において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため

第127項の6

の譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(第53条の16の4の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)-(2) 省 略

2 省 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2か

、第37条の9の4又は

ら第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4-7 省 略

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

一般株式等

第53条の18 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等につい

一般株式等

一般株式等

ては、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中

の当該株式等 に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当
一般株式等

該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式
等譲渡所得金額に係る所得の金額（第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受け
ないものを除く。）を除外して算定する。以下この項において「株式等 に係る譲渡所得等
一般株式等

の金額」という。）に対し、法附則第35条の2第6項に規定する株式等 に係る課税譲渡所
第5項 一般株式等

得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、株式
一般

等 に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定
株式等

の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する所得割の納税義務者が当該
一般株式等につき交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法
同条 及び第4項

第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受
ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに同法
第37条の14の3第1項及び第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37
所得税法

条の10第1項
及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14

に規定する株式等 に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金
の3第1項及び第2項 一般株式等

額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等 に係る譲渡所得等に係る収入金額
一般株式等

とみなして、市民税に関する規定を適用する。

- 3 租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用につい
ては、同項中「の金額」とあるのは「の金額（租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用
を受ける金額を除く。）とする。

- 4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3

(1) 省 略

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、

これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の18第1項に規定する株式一般

等に係る譲渡所得等の金額」とする。
株式等

- (3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の18第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の18第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の

2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の18第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の18第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。
一般株式等

- (4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の18第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
一般株式等

- (5) 省 略

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定する。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合におい

て、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条第1項及び第53条の20第1項において「上場株式等」という。）を有する所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第53条の18第1項」とあるのは「第53条の18の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第53条の18の2 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1
第53条の18の3 第37条の11の2

項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又
特定管理株式等、

は同項 に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同
同条第1項

条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）

が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失つたことによる損
失が生じた場合として同項 各号に掲げる事実が発生したときは、当該事
同法第37条の11の2第1項

実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡（金融商
特定管理株式等、

品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次
項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株
第53条の18の6

式又は特定保有株式 の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、
第2項に規定する上場株式等

この条及び前条及び第53条の18の6の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座
第37条の11の2

座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下特定管理株式等 同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう

この項及び次条から第53条の19までにおいて同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と特定管理株式等

当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条及び第53条の特定管理株式等

20第2項において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

3 省 略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等の所得計算の特例）

第53条の18の3 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に
第53条の18の4

規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この条において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同条第2項 に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場同法第37条の11の2第1項

株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 省 略

（源泉徴収選択口座内配当等の所得計算及び特別徴収等の特例）

第53条の18の4 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規
第53条の18の5

定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 省 略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第53条の18の5 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損
第53条の18の6 平成29年度分

失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、第53条の18 第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第53条第53条の18の2

の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 の金額を限度として、当該上場株式等
配当所得等

に係る配当所得 の金額の計算上控除する。
配当所得等

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第6項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第53条の18 第1項に規定する株式等 に係る譲渡所得等の金額の
第53条の18の2 上場株式等

計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 省 略

4 第1項の規定の適用がある場合における第53条の15の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（第53条の18の5第1項の規定の計算した
計算した 第53条の18の6

適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

- 5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、第53条
第53条

の18 第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項
の18の2

に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式
上場株式等

等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下こ
配当所得等

の項において同じ。）を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等
上場株式等

に係る配当所得の金額の計算上控除する。
配当所得等

- 6 省 略

- 7 第5項の規定の適用がある場合における第53条の15の2第1項及び第2項並びに第53条の18
第53条の18

第1項から第3項までの規定の適用については、第53条の15の2第1項中「配当所得の金額
の2第1項及び第2項 計算した

（以下）とあるのは「配当所得の金額（第53条の18の5第5項の規定の適用がある場合には、
計算した 第53条の18の6

その適用後の金額。以下」と、第53条の18 第1項中「計算した金額（とあるのは「計算
第53条の18の2

した金額（第53条の18の5第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、と
第53条の18の6

する。

- 8 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条

第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の18の5第6項に規定する上場第53条の18の6

株式等に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第5項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

- 9 第5項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2 第11項（同法第37条の 第9項

13の2 第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定 第10項

による申告書を含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第53条の18の5第8項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1 第53条の18の6

項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第53条の18の5第8項におい 第53条の18の6

て準用する前条第4項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第53条の19 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。第3項及び第4項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適 第5項

用期間（第4項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に

掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第53条の18の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 省 略

3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、第53条の18第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における第53条の18の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第53条の19第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

3
5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項

又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項
第8項

において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、第53条の18第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等
一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び第53条の18の2第1項に規定する上場株式等

に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この

項において同じ。)を限度として、当該株式等
一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等
に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、法附則第35条の3 第12項に
6 第16項

規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。

5 第3項の規定の適用がある場合における第53条の18第1項から第3項まで
7 第5項 及び第2項並びに第53条の18の2

の規定の適用については、同条 第1項中「計算した金額（）」とあるの
第1項及び第2項 第53条の18

は「計算した金額（第53条の19 第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、
第5項

第53条の18の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の19第5項の
規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条
8

第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において
第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項
第5項

の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出
することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、
同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の19第4項に規定する特定株式
第6項

に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務
省令の定めるところによつて、同条 第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に
第5項

関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

7 第3項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確
9 第5項

定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2 第7項において準用す
第10項

る同法第37条の12の2 第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を
第9項

含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第53条

の19第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」と
第8項

あるのは「同条第1項から第4項まで又は第53条の19第6項において準用する前条第4項」と
第8項

する。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例)

第53条の20 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等
上場株式等
の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等
株式等
（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18並びに法附則第35条の2第9項の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

(固定資産税の非課税の範囲)

第55条 固定資産税の非課税の範囲については、法第348条又は法附則第14条若しくは第41条第
第

15項に定めるところによる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2
14項

項各号又は法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固
第14項

定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 省 略

2 - 3 省 略

4 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の4 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成18年1月1日から平成27年
12月31日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改
築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたもので政令で
定める基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条
において「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改
修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修
が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合
には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修
が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が
完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完
了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該
耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲
げる通行障害既存耐震不適合建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属
する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分）の固定資産税に限り、当該耐震
基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定
の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した
額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に
供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限
る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところによ
り算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額

から減額する。

2-3 省 略

(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の5 平成19年1月1日以前から所在する住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。)のうち、人の居住の用に供する部分(貸家の用に供する部分を除く。以下この条及び次条において「特定居住用部分」という。)において同年4月1日から平成25
平成28

年3月31日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者(以下この項、次項及び第5項
年3月31日

において「高齢者等」という。)の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの(以下この項から第3項までにおいて「居住安全改修工事」という。)が行われたもの(第5項において「改修住宅」という。)であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの(以下この項、第3項及び第4項において「高齢者等居住改修住宅」という。)に対して課する固定資産税については、第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定(法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。)若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該居住安全改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額(次条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成19年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるものうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成25年3月31日までの間に居住安全改修工事
平成28年3月31日

が行われたもの(第5項において「改修専有部分」という。)であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの(以下この項から第4項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。)の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第72条、第72条の2若

しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（次条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3-5 省 略

（熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の6 平成20年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成25年3月31日
平成28年3月31日

日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの（以

下この項から第3項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）が行われたもの（以下この項、第3項及び第4項において「熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは第72条の2の4第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（前条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成20年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるものうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成25年3月31日までの間に熱損失防止改修工
平成28年3月31日

事が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは第72条の2の4第1項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（前条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3-4 省 略

（都市計画税の非課税の範囲）

第136条 都市計画税の非課税の範囲については、法第702条の2又は法附則第14条若しくは第41条第15項に定めるところによる。ただし、土地又は家屋を有料で借り受けた者がこれを同項各第14項

号に掲げる固定資産（土地又は家屋に限る。）として使用する場合には、当該土地又は家屋の所有者に対し、都市計画税を課する。

附 則

1-13 省 略

（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）

13の2 当分の間、第10条第1項、第3項及び第4項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の当該年

前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下本項及び次項この項から附則第1パーセント

において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項14項まで

及び次項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、当該特例基準割合（当該年14.6パーセントの割合

特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し

た割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を

加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントとする。

トの割合）

13の3 当分の間、第10条第3項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

13の3 当分の間、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第9条14

第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは「附則第13項の2に規定する特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とする。

（法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例）

13の4 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定め15

る期間内は、政令で定めるところにより、第10条第3項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第13項の2の規定にかかわらず、日本銀行法第15第13項の3

条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

13の5 - 13の6 省 略
16 17

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

13の7 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定により18 第10項

みなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む）第10項

む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る第10項

財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

14から18まで 削除

19-127 省 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)
延長等

127の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、第35条の2第1項第2号イ中「第31条の3」とあるのは「第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、第53条の16の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、第53条の16の4第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

127の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

第35条の2第1項第2号イ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
第53条の16の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
第53条の16の4第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

127の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

127の3 前項 の規定は、同項 の規定の適用を受けようとする年度分の第37条第1項又は第127の4 前2項 これら

3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に、前項 これら

の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

127の4 附則第103項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者（平成22年1月1日から
127の5

ら平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第103項から第107項の3までの規定を適用する。

127の5 省 略
127の6

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

128 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、第35条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第3号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、第35条の2の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」と

あるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第2号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

128の2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、第35条の2第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、第35条の2の2第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

128 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の2第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第35条の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第35条の2第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
第35条の2の2第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第35条の2の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

	条の2	法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第35条の2の2 第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
第35条の2の2 第2項第2号	租税特別措置法第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

128の2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

第35条の2第1 項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律 の臨時特例に關す る法律第16条第1 項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第

		3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
第35条の2の2 第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律 の臨時特例に関する 法律第16条第1 項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

128の3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される第35条の2の2第1項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

129-148 省 略

大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成20年大阪市条例第64号）（抄）

附 則

1 省 略

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市市税条例第53条の19第8項の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第9項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第8項中「平成21年3月31日」とあるのは「平成20年4月29日」と、「第53条の18第1項」とあるのは「大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号）第2条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。